

消費者被害注意報 No. 45

相談事例

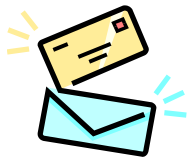
海外宝くじ・賞金に関する相談が寄せられています！！

～当選商法にご注意～



<事例1>

ある日、「賞金授与に関する通知」と記載した封書が外国から届いた。封書には「あなたは約6億円の懸賞金が受け取れる候補者になりました。賞金の受け取りのためには、手数料を郵便為替かクレジットカードでお支払いください。」と記載されている。業者の住所はA国になっているが、封書はB国から送られてきた。何かに応募した覚えはない。



<事例2>

亡き母宛てに「**2億3千万円の宝くじに当選した**」という内容の封書が外国から届いた。発信元はB国で、受け取る資格を得るための書類の返信先はA国になっている。

このまま放置してよいか？

見守りのポイント

海外宝くじや賞金に関する悪質な当選商法が横行しており、不特定多数の人に事例のような封書が送付されています。自分から応募していないのに、「賞金を受け取る権利を得た」、「宝くじに当選した」ということはあり得ません！！

また、実際に懸賞などが受け取れる可能性はほとんどなく、手数料と個人情報の取得が目的と思われます。

懸賞金は海外宝くじと同様に購入者にも法令違反の可能性がありますので、応じることなく放置するようにしましょう。

日頃から「おいしい話はない」ということを心掛けておきましょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111